

第1章 序説

1 計画策定の趣旨

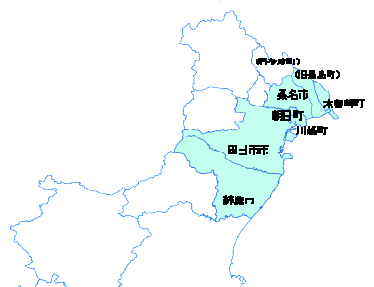
◇「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)により策定します。
 ◇自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減し、平成32年度までに対策地域内の全域で環境基準を確保するための計画です。

図 三重県内の対策地域

2 対策地域の範囲

四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町

(旧計画からの地域変更なし)



第2章 計画の目標及び目標達成の期間

1 計画の目標

◇国が平成23年3月に変更した「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(【参考】)に基づき、

中間目標：平成27年度までに、対策地域内の測定局でNO₂、SPMの大気環境基準の達成

最終目標：平成32年度までに、対策地域内の全域でNO₂、SPMの大気環境基準の確保

表：窒素酸化物及び粒子状物質排出量に係る目標量

総量の区分		窒素酸化物 (t/年)	粒子状物質 (t/年) 注)
H21年度 (現状)	①対策地域内の事業活動等に伴う発生総量[1号総量]	16,757	2,270
	②①のうちの自動車排出総量[2号総量]	5,233	303
H27年度 (中間目標)	③平成27年度までに達成すべき総量	15,185	2,182
	④③のうちの自動車排出総量	3,756	220
H32年度 (目標年度)	⑤対策地域内で大気環境基準達成可能な事業活動等に伴う発生総量[3号総量]	14,157	2,123
	⑥⑤のうちの自動車排出総量[4号総量]	2,787	163

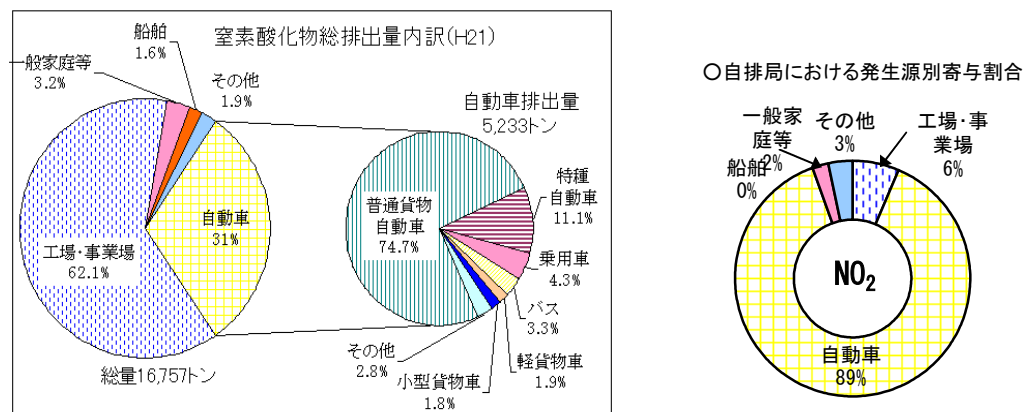
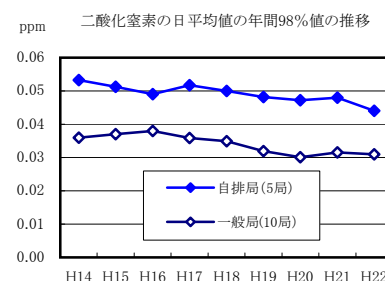
注)環境省調査では、SPMについて目標年度のH32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、今回示した目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である単体規制などで削減を見込んだ排出量(一次粒子のみ)を参考までに示しています。

2 計画の期間

策定の日から平成33年3月31日までとします。

第3章 大気汚染等の現状

・平成21年度の対策地域内で自動車から排出されるNOxの総量は5,233トンで、対策地域内全体の31%を占めていました。
 ・平成21年度の対策地域内の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度の発生源別寄与割合は、自動車が89%、工場・事業場が6%となっています。
 ・自動車排ガス測定局における二酸化窒素の平均濃度は近年、やや低下傾向にあります。



第4章 目標達成の方途

旧計画の取組

- 1 自動車単体対策の強化等
- 2 車種規制の実施等
- 3 低公害車の普及促進
- 4 交通需要の調整・低減
- 5 交通流対策の推進
- 6 局地汚染対策の推進
- 7 普及啓発活動の推進

国の基本方針の変更を踏まえて追加・変更

継続取組

- ④ 交通需要の調整・低減
- ⑤ 交通流対策の推進
- ⑥ 局地汚染対策の推進
- ⑦ エコドライブ等の普及活動の推進等

新計画へ追加・変更する主な取組

- ① 自動車単体対策の強化等
 - ◎ ポスト新長期規制の実施 等
 - ・最新規制であるポスト新長期規制適合車の早期普及の支援等により自動車排出ガス低減対策を進めます。
- ② 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
 - ◎ 流入車への対応 等
 - ・対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。
- ③ 低公害車の普及促進
 - ◎ 国の機関及び地方公共団体による率先実行 等
 - ・公共事業等において、率先して低公害車等による納入を運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生するNOx等を可能な限り低減するよう努めます。

第5章 推進体制等

- 1 関係者間の連携
 - 総量削減基本方針に基づき、地方公共団体間の連携だけでなく、道路管理者や荷主等と連携して取り組んでいきます。
- 2 進行管理の実施
 - 三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会へ進捗状況を報告するとともに、毎年、環境白書等で実績を公表します。
- 3 的確な監視測定、調査研究の推進
 - 監視測定体制の維持と自動車排出窒素酸化物等の削減に必要な施策に関して調査検討を進めます。
- 4 地球温暖化対策との連携
 - 低公害車やエコドライブの普及促進は、CO₂削減対策としても取り組んでいきます。

参照編：旧総量削減計画の実施状況

自動車NOx・PM法に基づく削減

・車種規制・・・排出基準に適合しない車両が対策地域内で(猶予期間後に)登録不可
 ・自動車使用管理計画・・・対策地域内に30台以上の車両を保有する事業者が「低公害車への車両代替計画、適正運転実施に関する計画」等の提出義務

○県の取組

低公害車等導入のための補助や融資を実施。交通流円滑化のための道路の拡幅、交差点等の改良。交通管制システムの整備 等

○国の取組

車両からの排出ガス規制の強化。バイパス道路の整備、道路構造の改善による交通の分散。グリーン物流の取組の普及 等

○市町の取組

低公害車導入に対する補助。公用車を低公害車へ転換 等

○事業者

業界団体などが低公害車導入のための補助や融資を実施。運送業界や対策地域内事業者が物流拠点の整備による輸送距離削減や積載効率の改善による配車台数削減の取組 等

表：対策地域内測定局の環境基準達成状況の推移

NO ₂	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
達成割合(%)	93.3	93.3	100	92.9	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3

SPM	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
達成割合(%)	43.8	81.3	100	50.0	60.0	73.3	100	100	100

【参考】「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(H23年3月25日閣議決定)

◆目標年度 中間目標H27年度 最終目標H32年度
 ◆目標内容 H27:測定局におけるNO₂、SPM環境基準達成に最善を尽くす
 H32:対策地域内でNO₂、SPMの環境基準を確保

◆施策(主な追加内容)

- ・ポスト新長期規制適合車の早期普及
- ・国・地方公共団体等の低公害車の使用
- ・国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。